

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年3月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料が未納となっているが、国民年金保険料はA銀行B支店できちんと納付してきたので未納期間は無いはずである。国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたことを認めてほしい。

また、昭和61年1月から同年3月までの期間については、社会保険庁の記録では付加保険料が未納となっているが、その前後の期間は付加保険料を納付済みとなっており、この期間だけが未納とは考えられないので、付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後の期間は納付済期間となっている。

また、申立人は昭和36年4月から国民年金に任意加入し、45年10月からは付加保険料を納付している上、申立期間以外には国民年金保険料の未納が無いなど納付意識は高く、申立期間の国民年金保険料だけが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとするA銀行B支店は、申立人の自宅から徒歩圏内の場所にあり、申立人の主張する納付の状況についても確認できた当時の状況と合致し、申立内容の全体を通じて申立人の主張に矛盾はみられない。

一方、申立期間②については、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳及びC市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間の国民年金保険料（定額保険料）を昭和 61 年 9 月 10 日に過年度保険料として納付していることが確認できるが、付加保険料については、制度上、過年度納付をすることができない。

また、D県内では、申立期間当時、過年度保険料に係る納付書はすべて機械からの出力により発行されており、機械による出力では、システム上、付加保険料について過年度納付書が発行されることはなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の付加保険料を納付した時期や納付書の書式等について覚えておらず、申立人が申立期間において付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年7月から14年1月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所へ届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を13年7月から同年9月までは16万円、同年10月から14年1月までは15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月から11年1月25日まで
② 平成11年1月25日から13年7月1日まで
③ 平成13年7月1日から14年2月26日まで
④ 平成14年2月26日から同年5月まで

平成9年8月にA社に正社員として入社した。同社が経営難になったとき、給料を減額する説明があり、やむを得ず同意し、14年5月まで同社で勤務していた。

しかし、申立期間①及び④について、厚生年金保険の被保険者になっていないことに納得できない。

また、申立期間②及び③について、平成12年4月から13年3月までの振込記録のあるB銀行の普通預金通帳及び13年分給与所得の源泉徴収票により、A社に勤務していたときに支給されていた給料は、同社が社会保険事務所に届け出た金額以上なので、標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（資格記録）及び同回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成13年7月から同年9月までは16万円、同年10月から14年1月までは15万円と記録されていたことが確認できる。

しかし、申立人の平成13年7月から14年1月までの期間に係る標準報酬月額記録は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年2月26日より後の同年3月4日付けで、さかのぼって訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に、同僚5人の標準報酬月額記録についても同日付けでさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該標準報酬月額の訂正処理は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成13年7月から同年9月までは16万円、同年10月から14年1月までは15万円とすることが必要と認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は実際の給与額よりも標準報酬月額が低い旨を主張しているが、当該期間の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡はない上、申立人が提出した平成13年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の控除額を基に算出した標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致している。

また、申立人は給与から控除されていた厚生年金保険料額を明確には記憶していない上、申立人が主張する給与額に見合った厚生年金保険料額を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳も無い。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間①について、申立人は、申立期間において国民年金第3号被保険者になっている上、その夫に係るC健康保険組合の健康保険資格喪失証明書により、申立人の被扶養認定日(平成5年3月1日)及び削除日(11年1月25日)が確認できるほか、当該削除日は、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日となっていることから、申立期間において、申立人が同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していたとは考え難い。

また、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて覚えておらず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる資料もない。

なお、A社に係る被保険者縦覧照会回答票により、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いことが確認できる。

申立期間④について、雇用保険受給資格者証及び被保険者台帳全記録トレーラーにより、申立人の離職年月日(平成14年2月25日)及び離職票初回交付日(14年3月1日)が確認できる上、申立人は14年3月5日に求職の申込みを行い、同年3月12日から4月1日まで基本手当を受給していることが確認できることから、申立人はA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を同年

2月に喪失していたことを認識していたものと推認される。

また、社会保険庁の記録上、A社は平成14年2月26日に全喪していることが確認できる上、申立人自身が「平成14年2月末に退職した後は成功報酬で仕事をしたが給与はもらえず、雇用保険の基本手当を同年4月5日に受給した後、自分の健康保険被保険者証が必要だったので夫の健康保険の被扶養者の手続を行った。」と証言している。

さらに、申立人が、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで
② 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していた申立期間について、社会保険庁の記録上、脱退手当金が支給済みとなっているが、このようなお金を請求した記憶も受け取った記憶も無いので、脱退手当金支給済みとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

異なる番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立てに係る二つの厚生年金保険加入期間はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年8か月後の昭和43年12月20日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、前記のとおり、昭和43年12月20日に支給されたこととなっているが、申立人がそれ以前の同年8月23日から国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から同年 11 月 1 日まで

昭和 45 年 2 月にA社B支店C営業所に採用され、同年 11 月に同社D営業所に異動し、46 年 9 月に退職した。

ところが、厚生年金保険の資格取得日が昭和 45 年 11 月 1 日となっており、A社B支店C営業所に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社B支店C営業所に勤務していたことは確認できるが、同社は昭和 61 年 11 月に全喪している上、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる賃金台帳等の資料が無いため、厚生年金保険料の控除の事実を確認できない。

また、複数の同僚（3人）は、「私は、入社後、7か月から9か月经過してから厚生年金保険に加入している。厚生年金保険に加入していない期間は試用期間だったと思う。」と証言しており、A社B支店（C営業所及びD営業所の従業員は同社B支店において厚生年金保険に加入）では、申立期間当時、一定期間を経過してから従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いであった状況がうかがえる。

さらに、E健康保険組合の記録でも、申立人は昭和 45 年 11 月 1 日から同組合の健康保険に加入していることが確認できる。

なお、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票でも、申立人は申立期間において厚生年金保険の被保険者となっておらず、整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 269 (事案 31 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から 32 年 6 月まで
② 昭和 37 年 9 月から同年 11 月まで
③ 昭和 38 年 8 月から 39 年 2 月まで
④ 昭和 48 年 5 月から同年 11 月まで
⑤ 昭和 54 年 5 月から同年 10 月まで

申立期間①について、A社B工場で、同僚数名と三交代制で勤務していたことを覚えている。

申立期間②について、C社で、金鋸を使って作業をしていたことを覚えている。

申立期間③について、D社で、機械を使って作業をしていたことを覚えている。

申立期間④について、E社で、機械を使って作業をしていたこと、及び同僚にF氏がいたことを覚えている。

申立期間⑤について、G社では、運転業務を行っていたこと、及び同僚にH氏がいたことを覚えている。

いずれの事業所でも、支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、i) A社(現在は、I社)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における整理番号の欠番が無く、申立人の氏名は記載されていない、ii) 申立人は、同社を退職した際に厚生年金保険の被保険者証を受け取り、次に就職したJ社へ入社する際に提出したとしているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人がJ社

で厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に、新たな記号番号が払い出されていることが確認できるなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、厚生年金保険料の控除を示す周辺事情として、新たに、A社で元同僚（3人）と共に仕事をしていたと申し立てているが、そのうち2人から聴取したところ、同社が入社後1年から2年程度の試用期間を設け、当該期間には厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったと証言しており、当該元同僚自身の厚生年金保険の被保険者記録を確認しても、その証言が裏付けられることから、同社が、当時、入社後1年から2年程度の試用期間を設けた後に厚生年金保険へ加入させていたと推認できる。

また、申立人は、J社から新たに厚生年金保険被保険者証を発行していないとの証言を得たと申し立てているが、当委員会が同社から聴取しても、申立人に係る資料は無く、厚生年金保険被保険者証が新たに発行されたか否かも含めてすべて不明であるとしている。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人がC社で勤務していたことを確認できる資料が無い上、申立期間②において同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚4人から聴取しても、申立人の勤務期間及び勤務状況を特定できる証言は得られない。

また、申立人は、申立期間②において、既に交付されていた厚生年金保険被保険者証をC社へ提出したこと、同社から厚生年金保険被保険者証の交付を受けたこと、及び給与から控除されていた厚生年金保険料額を明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらないほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

さらに、C社に係る社会保険庁のオンライン記録には、申立期間②における整理番号の欠番が無く、申立人の氏名は記載されていない。

3 申立期間③については、申立人が、D社（現在は、K社）で勤務していたことを確認できる資料が無い上、申立期間③において同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚3人から聴取しても、申立人の勤務期間及び勤務状況を特定できる証言は得られない。

また、申立人は、申立期間③において、既に交付されていた厚生年金保険被保険者証をD社へ提出したこと、同社から厚生年金保険被保険者証の交付を受けたこと、及び給与から控除されていた厚生年金保険料額を明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらないほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

さらに、K社から提出された社会保険の被保険者資格の取得及び資格の喪失に係る覚書並びにD社に係る社会保険庁のオンライン記録には、申立期間③における整理番号の欠番が無く、申立人の氏名は記載されていない。

- 4 申立期間④については、E社に係る人事発令簿（正社員分及びパート社員分）には申立人の氏名が記載されていないほか、雇用保険の記録でも、申立人が、同社で被保険者資格を取得したことを確認できない等、申立人が同社で勤務していたことを確認できる資料が無い上、申立期間④において同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚3人から聴取しても、申立人の勤務期間及び勤務状況を特定できる証言は得られない。

また、申立人は、申立期間④において、既に交付されていた厚生年金保険被保険者証をE社へ提出したこと、同社から厚生年金保険被保険者証の交付を受けたこと、及び給与から控除されていた厚生年金保険料額を明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらないほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

さらに、申立人がE社での元同僚とする者（1人）についても、申立人と同様、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを確認できない。

加えて、E社に係る社会保険庁のオンライン記録には、申立期間④における整理番号の欠番が無く、申立人の氏名は記載されていない。

- 5 申立期間⑤については、雇用保険の記録でも、申立人が、G社（現在は、L社）で被保険者資格を取得したことを確認できないなど、申立人が同社で勤務していたことを確認できる資料が無い上、申立期間⑤において同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚3人から聴取しても、申立人の勤務期間及び勤務状況を特定できる証言は得られない。

また、申立人は、申立期間⑤において、既に交付されていた厚生年金保険被保険者証をG社へ提出したこと、同社から厚生年金保険被保険者証の交付を受けたこと、及び給与から控除されていた厚生年金保険料額を明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらないほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

さらに、申立人がG社での元同僚とする者（1人）についても、申立人と同様、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを確認できない。

加えて、G社に係る社会保険庁のオンライン記録には、申立期間⑤における整理番号の欠番が無く、申立人の氏名は記載されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 270

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 41 年 5 月 21 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社で厚生年金保険に加入していた昭和 36 年 4 月 1 日から 41 年 5 月 21 日までの期間については、脱退手当金として同年 10 月 7 日に支給済みであるとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した覚えも、受け取った覚えも無いので、支給済みとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 5 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者のうち脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人以外に 18 人いるが、そのうち 4 人については、被保険者資格の喪失日と脱退手当金の支給日が共に同一日であること、及び支給記録が確認できる者の中には、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしている者がいることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、脱退手当金の支給日が、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月半後の昭和 41 年 10 月 7 日に支給決定がなされているほか、申立人及びその元同僚で昭和 41 年度に脱退手当金の支給記録がある者 10 人全員について、その健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）に係る処理内容が同じであるなど、社会保険庁の一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失後、国民年金の強制加入の対象者であったにもかかわらず加入手続を行っていないことから、申立人が年金制度へ継続的に加入する意識が高かったとは考え難いほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか脱退手当金を

受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 23 日から 37 年 12 月 28 日まで

昭和 34 年に A 社へ入社し、工場で勤務した後、二交代制の勤務に就いた。昭和 37 年 12 月 28 日に A 社を退職し、38 年 1 月 * 日に結婚したが、その翌日は外にも出られないような大雪で、その後約 2 週間にわたり公共交通機関も満足に使用せず、とても社会保険事務所へ行って脱退手当金を請求できるような状況ではなかった。

社会保険庁の記録上、申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっているが、このようなお金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金支給済みとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、戸籍の附票で確認できる申立人の当時の住所が記載されているほか、同請求書には、昭和 38 年 1 月 7 日付けで申立てに係る事業所を管轄する B 社会保険事務所で受理されたことを示す印が押されているなど、その記載内容等に不自然さはみられない。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無い上、B 社会保険事務所から提出された脱退手当金計算書（脱退手当金支給に係る裁定伺）には、脱退手当金裁定請求書の受理から約 2 週間後の昭和 38 年 1 月 19 日に支給決定の決裁を得て、同年 1 月 24 日に支払をした旨の公印が押されるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 20 日から同年 10 月 8 日まで

昭和 44 年 12 月 20 日付けでA社を退職するとき、同社B支店に勤務していた元同僚に脱退手当金の請求をしてもらった。

A社を退職してC市に住所を異動した昭和 45 年の 2 月か 3 月ごろに、同社の厚生年金基金から現金書留で脱退手当金を受け取った記憶があるのに、社会保険庁の記録では、同社を退職後にC市内で勤務したD社を含めた 2 社分の脱退手当金が支給されていることになっている。

A社の期間については脱退手当金を受け取った覚えはあるが、D社の期間については受け取った覚えは無いので、申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務した期間の脱退手当金を、同社を退職する時に代理請求し、現金書留によりD社に入社する前に受領したと主張しているが、申立期間前に脱退手当金が支給されたことを示す記録は無い。

また、A社及び元同僚の証言により、同社から申立人に脱退手当金とほぼ同額の退職金等が送付されたと推認される上、申立人が脱退手当金の支給手続を依頼したとする元同僚は、申立人が退職する前に同社を退職していることが確認できることなどから、申立人の主張には不自然さがうかがえ、退職金と脱退手当金を混同している可能性がある。

さらに、申立期間に係るD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給した旨が記載されている上、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間後にA社とD社の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されているA社とD社の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金は申立期間

に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和46年4月26日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで

夫は、昭和 24 年 4 月から A 社で勤務し、59 年 5 月まで退職することなく勤務していた。勤務している期間はほとんど休みなく働き、同社が倒産した際には、取締役として、会社の借金の一部を肩代わりさせられた。

申立期間当時の資料は無いものの、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が、昭和 24 年 4 月から 59 年 5 月まで退職することなく A 社で勤務していたと主張している。

しかし、雇用保険の記録により、i) 申立人が、昭和 57 年 9 月 30 日に、A 社を退職していること、及び ii) 申立人が、同年 11 月 2 日に、公共職業安定所で求職の申込みを行い、同年 12 月 9 日から 58 年 9 月 30 日までの期間について、失業給付を受給していることが確認できる。

また、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者原票 (マイクロフィルム) により、i) 申立人が、昭和 57 年 10 月 18 日に、申立期間に係る政府管掌健康保険の健康保険被保険者証を返納していること、及び ii) 申立人が自身に係る健康保険の継続療養に係る給付を受給していることが確認できることから、申立人は、当時、自身が健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことを認識していたと認められる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料が無い上、申立人の妻は、給与から控除されていた厚生年金保険料の金額を明確には記憶していないな

ど、申立人が、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。